

《論 文》

広義な内部統制に含まれる 財務報告に係る内部統制の検討

松 本 尚 哲

問題の所在

1. 1949年以前の内部統制
2. 1949年の特別報告書における広義な内部統制
3. 特別報告書以後の内部統制の変遷
4. 旧FWと新FWでの財務報告に係る内部統制の変化
5. 内部統制の拡張に関連する監査人の責任

むすび

問題の所在

1949年にアメリカ会計士協会（American Institute of Accounting；以下AIAとする）より公表された『「内部統制」の特別報告書』（Special Report “Internal Control”）において、いわゆる「広義」な内部統制概念が公に提示された。しかし、内部統制概念は突然にその範囲の拡張を提示された訳ではなく、むしろそれまでの実務での検討範囲の拡張を反映させたものだと考えられる。本稿では、内部統制概念について、とりわけ財務報告に係る内部統制が広義な内部統制概念の展開に伴ってどのように扱われてきたかを検討する。その上で、2013年に改訂された

COSO の『内部統制の統合フレームワーク』について、財務報告に係る内部統制にいかなる影響を与えるかについて考察する。

1. 1949 年以前の内部統制

アメリカにおいて現在の内部統制につながる内部牽制制度 (internal check) が整備および運用され、また監査においてこれを基にした抜取検査が実施され始めたのは 1900 年代に入ってからと考えられている¹。アメリカ経済における企業規模の拡大と時を同じくして、監査人がクライアントから監査時間と監査費用の制限を求められたことから、従来のイギリス式の精密監査から抜取試査へと切り替えて監査の効率化を図っていく中で、抜取試査でも信頼性に影響が出ないことの裏付けとして内部牽制制度が利用されていたことが小西 (1980) において示唆されている。また、この時期は企業規模の拡大とともに銀行からの借入が増え、それに伴う貸借対照表の提出において、いわゆる貸借対照表監査が求められ展開していく過渡期でもあった。貸借対照表監査は毎年定期的に行われる年度監査と異なり、銀行からの要請によって適時に行われるものであったために被監査会社側で十分な準備が必要とされ、それは取りも直さず被監査会社の内部牽制制度がある程度十分でなければならなかったことを示すものであるとの指摘がある²。

さて、当時のアメリカにおける貸借対照表監査が内部牽制制度の存在を前提としていたことを示す公的な文書として現在確認されているうち最も古いものは、1918 年に連邦準備局より公表された『貸借対照表作成の承認された方法』(Approved Methods for Preparation of Balance Sheet Statements) である³。当該文書において、公的な文書としては

1 小西一正『内部統制の展開』税務経理協会、1980 年、p.6

2 河合秀敏『監査理論の基礎』同文館、1967 年、p.47

3 1917 年に連邦準備局から出された試案『統一会計』(Uniform Accounting) が改題されて公表されたものである。

初めて監査と内部牽制との関連について触れており、内部牽制が当時の試査の前提となっていたことが示されている。その後、これを改訂した『財務諸表の検証』(Verification of Financial Statements) が AIA から 1929 年に公表され、さらに 1936 年には『独立公共会計士による財務諸表の検査』(Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants: 以下『財務諸表の検査』と呼ぶ) へと改正されている。このとき、「内部牽制制度 (system of internal check)」から「内部牽制及び統制制度 (system of internal check and control)」へ表現が変更されている。この点については、次のような見解がある。すなわち、それまでの内部牽制制度が水平的な権限と責任との区分から会計事務の横の流れを作り、これによる記録の正確性を通じた財産の保全を考慮したシステムであったのに対して、内部牽制及び統制制度は、それに垂直的なコントロール概念をも包含しているというものである⁴。また、この垂直的なコントロール概念としては、「内部監査 (internal control)」が具体例として挙げられている。これは内部統制概念の拡張を意味するものと考えられるが、後述する「広義」な内部統制概念には至らず、まだ資産の保全と会計記録の信頼性に関する「狭義」な内部統制概念の範囲内での拡張と考えられる⁵。実際、この『財務諸表の検査』においては、企業の規模を中小企業 (small or moderate-sized company) の場合とそれよりも大きな大企業 (large organization) や小さな零細企業 (very small organization) の場合に分けて記載されており、内部監査人についての記述は後者の場合に限られている。また、その内容も現金に関する箇所であり、従来の資産の保全と会計記録の信頼性に関する領域を出るものではない。

4 河合 (1967)、p.52

5 小西 (1980)、p.28 にて、本書における内部牽制及び統制の定義は内部牽制と内部統制が一つのものであり、また同じものとして取り扱われているというプリンク (V.Z.Brink) の見解が紹介されている。

この後の広義な内部統制概念へと繋げるためにここで確認しておくこととして、内部牽制から始まり内部統制へと続く仕組みは、本来経営者のためのものであって、それを監査人が前述のような理由から試査へと切り替えざるを得なかった状況の中で、十分な監査を行うために利用しているに過ぎないものである。それゆえ、本来的な内部統制は資産の保全や会計記録の信頼性だけに留まるものではなく、経営全般に係わるものであったであろう。監査人にとっても、有効な監査を行う上で調査すべき内部統制は資産の保全や会計記録の信頼性に限ったものではなく、必要とあればそれ以外の範囲も検討していた可能性がある。1949年にAIAの監査手続委員会（Committee on Auditing Procedure）から発行された「『内部統制』の特別報告書」において、内部統制概念がその包含する範囲を大きく拡張されることになったことは周知のごとくであるが、この「広義」な内部統制概念は、特別報告書によって突然に提案された訳ではなく、これまでの実務の中で監査人が検討する内部統制（あるいは内部牽制）及びそれに関連する項目の範囲が、徐々に拡張されてきたことを受けて公式文書においても採用されたと考えるべきである。すなわち、実務において必要に応じて徐々に検討すべき内部統制の範囲が拡張されてきていた経緯があつてこそ、広義な内部統制が提示される下地があつたと考えるべきなのである。

2. 1949年の特別報告書における広義な内部統制

1949年の特別報告書は、広義な内部統制概念を提示するとともに、内部統制に対する経営者と監査人双方の役割と責任について言及している。ここで定義されている内部統制概念は、その後の広義な内部統制概念に大きく影響を与えていると考えられており、ここを内部統制概念の狭義から広義への転換点と捉えている先行研究も多い。

さて、この特別報告書の中の「内部統制制度のレビュー」の項目にて、

特別な統制手続(special control procedures)として予算統制(budgetary controls)、報告(reports)、分析(analyses)、及び原価制度(cost systems)を挙げ、これらは公会計士が自身のレビューでカバーすべき領域にあると述べている。ここに、従来の狭義な内部統制概念から大幅に拡張された広義な内部統制概念の片鱗を見ることができると述べている。また、独立した監査人がすべての統制手続をレビューし得るとは期待されておらず、レビューは数年間で適用範囲を完全に内包するように手配しても良いとされている。ただし、会計記録に直接関係する統制のレビューは、実行可能であれば毎年実施されるべきとある。この点に関しては、後の監査人の責任を限定する議論へと繋がる考え方が表れていると考えられる。

3. 特別報告書以後の内部統制の変遷

前述の特別報告書が公表されてから、広義な内部統制概念が名実ともに定着したかといえ、必ずしもそうではない。特別報告書より先んじて1947年にAIAより提示されていた『監査基準試案』(Tentative statement of auditing standards)が、1954年に『監査基準』として修正提示されているがその内容は概ね試案の内容を受けたものであり、狭義な内部統制概念を取り扱ったものである。また、1947年から1956年にかけてAIAから公表されている監査手続のケーススタディや、同じくAIAから1950年に公表された内部統制のケーススタディでも、狭義な内部統制との指摘がある⁶。

一方で1958年にAICPAの監査手続委員会より公表された『監査手続書第29号「独立監査人の内部統制の範囲」』(Statement of Auditing Procedure No.29 "Scope of the Independent Auditor's Review of

6 小西(1980)、p.52

Internal Control”；以下、SAP No.29 とよぶ）や、同じく『監査手続書第 33 号「監査基準と監査手続」』（SAP No.33 “Auditing Standards and Procedure”；以下、SAP No.33 とよぶ）のように、広義な内部統制概念を踏襲しているものも見られる。この辺りについては、監査基準が定める従来の狭義な内部統制概念と、特別報告書において提示された広義な内部統制概念との間で、どちらを基礎として監査を行うべきかという会計士業界での混乱があった⁷ことを受けてのことであろう。SAP No.29 において、特別報告書の広義な内部統制を基本としながらも、これを会計統制（Accounting Controls）と管理統制（Administrative Controls）の 2 つに区分して、財務諸表監査においては会計統制の範囲を調査の対象としている。すなわち、内部統制に対する監査人の責任を限定する考え方の登場である。その後、監査における内部統制の検討すべき範囲については、何度かの監査手続書や監査基準書の中で揺り戻しもありながら現在のような範囲に落ち着いている。

4. 旧 FW と新 FW での財務報告に係る内部統制の変化

現在、内部統制の定義として広く世間に浸透しているのは、COSO による『内部統制の統合フレームワーク』によって定義されたものである。1992 年に COSO から本書が公表されてから（以下、旧 FW とよぶ）20 年以上も内部統制に関する事実上の基準として受け入れられてきた。その間に企業を取り巻く環境も大きく変わってきたことを受け、それに対応した新しいフレームワークが 2013 年に公表された（以下、新 FW とよぶ）。この旧 FW と新 FW との間では大幅な変更が加えられており、監査人が監査上留意すべき財務報告に係る内部統制についても変化が見られると考えられる。以下では、旧 FW と新 FW とを比較して、財務

7 当時の J/A における Grady らの論文にて広義の内部統制に対する様々な姿勢が見受けられる。

報告に係る内部統制の変化について考察する。

まず、旧FWから新FWへの改訂において、概ね変わっていないとされているのが3つの目的カテゴリーと5つの構成要素である。旧FWにおいて目的のカテゴリーとして挙げられていたのが「業務」(Operations)、「財務報告」(Financial reporting)、そして「遵守」(Compliance)の3つである。これについては新FWでも一部を除いて大きくは変わらず、3つの目的カテゴリーは「業務」目的(Operations Objectives)、「報告」目的(Reporting Objectives)、及び「コンプライアンス」目的(Compliance Objectives)である。旧FWにおいて「財務報告」との名称であった目的カテゴリーだけは、新FWにおいて「報告」目的へと名称を変更している。これは、次のような視点から4つのサブ・カテゴリーに分類されることと関係している。すなわち、財務・非財務の視点による区分と内部・外部の視点による区分であり、この区分が相互に適用される結果「外部財務報告」目的、「外部非財務報告」目的、「内部財務報告」目的及び「内部非財務報告」目的の4つのサブ・カテゴリーに分類されることとなる。この辺りは、近年の企業活動における利害関係者への報告内容の広がりを受け、従来の財務報告だけに留まらず非財務報告についても報告目的に含めて考える必要が出てきた影響であろう。外部非財務報告に関連するものとして内部統制報告書が挙げられている点からも理解できる。また、昨今では非財務情報を含めた統合報告書についても議論が盛んなところである。

さて、これら3つの目的カテゴリーから眺めた場合に、監査人にとって財務報告に係る内部統制を検討する上で最も重要視されるべきは、当然外部あるいは内部財務報告目的ということになろう。これは直接的に財務報告に関係していると考えられるものであるから、監査人としては入念な対応が求められる。しかし、それ以外のサブ・カテゴリーが監査上まったく無視される訳ではないことは明白であろう。たとえば外部非

財務報告目的であっても、内部統制報告書のように監査人が財務報告に係る内部統制を評価する上で関与することも考えられる。間接的であっても、それらが財務報告に対して何らかの影響を及ぼす可能性は否定できない。したがって、監査人としては外部あるいは内部の財務報告目的に関する内部統制を、それ以外の報告目的の内部統制にも留意しつつ検討することが求められる。また、報告目的以外の業務目的やコンプライアンス目的の内部統制に関しても、一定の配慮が求められるだろう。3つの目的カテゴリーはそれぞれ完全に独立している訳ではなく、ときに重複していたり、支援していたりするのである。有効かつ効率的な業務の遂行（業務目的）や事業に関連する法令等の遵守（コンプライアンス目的）が、結果として財務報告の信頼性にも影響を及ぼすことは想像に難くない。

次に、旧FWにおいて挙げられていた「統制環境」、「リスクの評価」、「統制活動」、情報と伝達」及び「監視活動」の5つの構成要素については、新FWへの改訂でもほぼそのまま継続して受け入れられており、「統制環境」、「リスク評価」、「統制活動」、「情報と伝達」及び「モニタリング活動」として5つが挙げられている。これについては、それまでのSAPやSASで検討を積み重ねてきて内部統制の構成要素として導き出されたものであるため、大きく変更する必要が無かったと考えられる。監査人にとっては、これら5つの構成要素はいずれも前述の3つの目的カテゴリーを横断するものであるため、財務報告に係る内部統制の検討に際しては、どの構成要素であっても検討する可能性に留意しておく必要がある。この点については後述する。

さて、今回の改訂において最も大きな変更点として注目すべきは、原則主義アプローチ（principle-based approach）の採用である。これは、5つの構成要素に対して関連付けられた基本的な概念を表す17の原則を示し、これらの原則が存在し機能していなければ関連する内部統制の

構成要素が存在し機能することはないとするものである。旧FWにおいても、これらと同様のコア原則というべきものは検討すべき事項等として存在していたものの明確には示されていない。新FWではこれらを整理統合した上で明示的に示すことが内部統制の整備・運用に資すると考えられたのであろう。17の原則は、以下のようにそれぞれの構成要素に関連づけられている。

1.	統制環境	①	誠実性と倫理観に対するコミットメントの表明
		②	監督責任の遂行
		③	組織構造、権限および責任の確立
		④	業務遂行能力に対するコミットメントの表明
		⑤	説明責任の履行
2.	リスク評価	⑥	適合性のある目的の特定
		⑦	リスクの識別と分析
		⑧	不正リスクの評価
		⑨	重大な変化の識別と分析
3.	統制活動	⑩	統制活動の選択と整備
		⑪	テクノロジーに関する全般的統制活動の選択と整備
		⑫	方針と手続きを通じた展開
4.	情報と伝達	⑬	関連性のある情報の利用
		⑭	組織内における情報伝達
		⑮	組織外部との情報伝達
5.	モニタリング活動	⑯	日常的評価および／または独立的評価の実施
		⑰	不備の評価と伝達

また、これらの原則にはそれぞれ関連する3～5程度の重要な特徴を

示した着眼点が設けられており、17の原則に対して87の着眼点が用意されている。これらを用いて細分化された内部統制の各構成要素についての項目を検討し、その結果を集約することで総合的にそれぞれの構成要素を評価することが可能となっていると考えられ、段階的な内部統制の検討がより明確になったと思われる。

前述のように、5つの構成要素は3つの目的カテゴリーを横断するものである。したがって、5つの構成要素に関連するこれらの17の原則についても、3つの目的カテゴリーを横断していると考えられるべきであろう。以下では、それぞれの原則と財務報告に係る内部統制との関連性について検討する。

まず、統制環境に関連する原則は5つ挙げられている。統制環境は旧FWにおいて「他の構成要素の基礎として機能するもの」であると位置づけられていた。これは新FWでも同様であり、「組織全体にわたって内部統制を実行するための基礎となる」ものであり、「内部統制システム全体に波及的な影響を及ぼす」ものとされている。したがって、統制環境に関連する原則はいずれも財務報告に係る内部統制との関連においても重要性が高いと考えられる。しかし、組織全体に関わる内容が多く、財務報告に係る内部統制との関連性は直接的なものではなく間接的なものがほとんどであろう。原則1は「組織は、誠実性と倫理観に対するコミットメントを表明する。」とあり、トップの気風を設定し、組織全体の価値観等を醸成することが重要であると示している。財務報告に係る内部統制の観点から見れば、組織のトップや組織全体の誠実性や倫理観に問題がある場合、財務報告に係る内部統制の信頼性が疑われることはあるが、翻って問題がない場合にそれをもって財務報告に係る内部統制の信頼性が直接高まる訳ではない。原則2の「取締役会は、経営者から独立していることを表明し、かつ、内部統制の整備および運用状況について監督を行う。」、原則3の「経営者は、取締役会の監督の下、

内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立する。」なども同様に、その存在や運用を確認できたとしても財務報告に係る内部統制の評価に際して直接寄与するものではない。ただ、後述する経営者の責任の観点からこれらに十分な配慮が必要となるのである。

次に、リスク評価に関連する原則は4つである。新FWでは原則6においてリスクの識別と評価ができるように「内部統制の目的を明示する」ことが求められており、原則7では「リスクを識別し」てリスク管理のために「リスクを分析」することが求められている。これらはいずれも旧FWで同様に求められていたものであり、財務報告に係る内部統制においても従来の枠を大きく変化させることはない。原則9では「変化を識別し、評価する」とある。こちらは旧FWにおいて「環境の変化」への対応を求められていたことと呼応すると考えられる。新FWにおける変化には外部環境の変化だけではなく、ビジネスモデルの変化やリーダーシップの変化なども含まれており、旧FWより識別・評価すべき対象が広がっていると考えられる。このような様々な変化は、財務報告に係る内部統制においても大きく影響してくるため、結果として検討の範囲を広げる必要があるだろう。原則8は旧FWでは統制環境で触れられているもののリスク評価においては直接対象とされていなかった不正リスクに関するもので、内部統制上検討すべきものとされている。これについては、旧FWの頃より企業不正の事例が増えていることが原因と考えられ、それゆえに踏み込んだ対応を求められている。企業不正には不正な財務報告も多く、また資産の流用などは通常財務報告に影響することから、財務報告に係る内部統制上も不正リスクの検討はより重要性を増していると考えられる。

統制活動に関連する原則は3つ列挙されている。統制活動はリスクに対する直接的な内部統制といえるものであり、各原則において求められ

ること自体は旧FWと比較しても大きく異なることはないと考える。ただし、原則11における「テクノロジーに関する全般的統制活動」については、時代の流れを反映して旧FWより大幅に範囲が広がっていると考えるべきであろう。旧FWにおいて「情報システム」とされていたものは原則として組織内のものを指していたと考えられるが、新FWにおける「テクノロジー」は組織内だけに留まらず、クラウド・コンピューティングのような外部のものも含まれる。ビジネスにおけるテクノロジーの利用が広がれば広がるだけ、内部統制上考慮すべき対象も広がることになるのである。当然、財務報告に係る内部統制の観点からも組織内外のテクノロジーに関する全般的な統制活動が求められることになる。

情報と伝達に関連する原則は3つである。いずれも旧FWから大きく異ならないコア原則といえる。一方で、当該構成要素が対象としている情報それ自体については、含まれる範囲の拡大はもちろん、組織における利便性や重要性が旧FWの頃より高まっている。原則13において情報の入手または「作成」による利用とあるのはデータから情報への加工等を含むからで、それは情報の利用方法が増え、利用頻度が一層高まっていることの証左である。財務報告は、外部への財務情報の公開を目的としたもの、あるいは内部の経営者等に対する財務情報の提供を目的としたものであり、これに係る内部統制は質の高い財務情報を組織内外に伝達することであり、扱う情報の範囲が広がっていることになる。

最後に、モニタリング活動に関連する原則は2つあり、原則16は旧FWの頃から内部統制において必要不可欠な日常的評価と独立的評価の整備・運用に関するものである。原則17は内部統制の不備に関するもので、新FWでは旧FWにおいても取り扱っていた内部統制の不備の評価と伝達に加え、是正措置までをも一貫したプロセスと捉えているものと考えられる。

内部統制の整備・運用に対する責任は、第一に経営者に帰するものである。これは本来的な内部統制の意義からも明らかである。COSOによる新FWへの改訂はこれを強く意識したもので、内部統制についての経営者責任が明確化されている。それゆえ、内部統制の5つの構成要素に関連づけられた17の原則は、経営者が内部統制に対する責任を自覚し、さらなる理解を深める手助けとなろう。同時に、監査人が財務報告に係る内部統制について検討する際にも、前述のように17の原則を用いて内部統制についての整備・運用評価を行う一助となり得る。特に、新FWでは経営者責任の明確化により統制環境の重要性が高まってしまうと考えられるので、財務報告に係る内部統制上も統制環境をはじめとした経営者に関する事項の検討の重要性は高いと考える。その意味で、検討すべき財務報告に係る内部統制の範囲は従来よりも広がったといえる。

5. 内部統制の拡張に関連する監査人の責任

ここまでの検討で明らかのように、新FWでは経営者が整備・運用する内部統制はその含まれるべき範囲が旧来より拡張されつつあると考えられる。これは企業規模の拡大やグローバル化、テクノロジーの発達によるものであろう。これを受けて、監査人が財務報告に係る内部統制を検討する際にも、その検討範囲は広がっていると考える。この点は、この20年ほどの実務上の対応も考慮されているのではないだろうか。第3節までで確認したように、監査人が監査上考慮すべき内部統制は原則として財務報告に係る内部統制のみである。ただし、実務上はそれより広い範囲での検討が行われていたと考えられ、それを後追いの形で公的に監査人が検討すべき内部統制の範囲に含めてきたと考えられるのである。近年でいえば、内部統制に対する経営者責任がそれに当たるといえるだろう。監査上も十分な対応がとられてきたことは間違いあるまい。

それゆえに新FWは経営者の責任について従来よりも踏み込んで強調しているとされる。

もっとも、たとえ内部統制の範囲が拡張されたとしてもただちに監査人の責任が拡大する訳ではない。かつて広義な内部統制概念が採用されたときに、これを会計統制と管理統制に区分することで監査人の責任を限定することが提案されたように、今後内部統制がその範囲を拡張するとしても、監査人が検討するのは主に財務報告に係る内部統制であって、監査人の責任が過重にならないような配慮は求められるだろう。

ただ、近年の会計不正は主に経営者不正であり、これを未然に防止あるいは発見・是正するためには監査人による広範な監査の実施が欠かせない。特に、統制環境のような経営者に関係する内部統制の検討では、より一層の注意が求められる。

むすび

内部統制の特別報告書により提示された広義な内部統制概念は、それまでの実務慣行を斟酌したものであり、何の前触れもなく突然誕生したものではない。それは、監査が実務上の知識や経験、慣習を積み重ねていくものであり、また内部統制にしても、経営者が自身の効率的な経営を実施するという実務上の必要性から導入したものである、ということが体现されたようなものである。

COSOによる内部統制の統合フレームワークの改訂にしても、この20年ほどのビジネス環境の変化に対応した実務上の留意点が落とし込まれていると考えられる。それを内部統制の拡張と解するのは早計かもしれない。しかし、経営者の責任についてさらに深く追及することになったとき、従来の内部統制の枠では収まらないおそれがある。今後、内部統制の範囲がさらに拡張することになった際に、監査人の責任についても拡張の議論はあり得るだろう。その際に留意すべきは、監査上必要な

内部統制の範囲を明確にして、その中での責任に留めることであろう。

【参考文献】

- AIA, Verification of Financial Statements, 1929
——, Examination of Financial Statements, 1936
——, Special Report by the Committee on Auditing Procedure,
INTERNAL CONTROL, 1949
AICPA, Statement of Auditing Procedure No.29, Scope of the
Independent Auditor's Review of Internal Control, 1958
——, Statement of Auditing Procedure No.33, Auditing Standards
and Procedure, 1963
COSO, Internal Control - Integrated Framework, 1992
——, Internal Control - Integrated Framework, 2013
FEDERAL RESERVE BULLETIN, Approved Methods for the
Preparation of Balance Sheet Statements, 1917
大倉雄次郎編著『内部統制の構築』関西大学出版部、2009年
ウォルタ・A・スタウプ著、山下勝治監修、大矢知浩司訳『会計監査発
達史』中央経済社、1966年
大矢知浩司『会計監査～アメリカにおける生成と発展』中央経済社、
1971年
柿崎環『内部統制の法的研究』日本評論社、2005年、p.12
可児島俊雄『経営監査論』同文館、1970年
——『監査通論 —会計士監査論の構造—』実教出版、1985年
河合秀敏『監査理論の基礎』同文館、1967年
久保田音二郎『近代財務諸表監査』同文館、1967年
小西一正『内部統制の理論』中央経済社、1996年

———— 『内部統制の展開』 税務経理協会、1980年

———— 「財務報告に係る内部統制の検討 —サーベインス・オクスリー法に関わる内部統制を中心として—」 『奈良産業大学紀要』 第20巻、2004年12月、pp.39-56

千代田邦夫 『アメリカ監査論』 中央経済社、1994年

鳥羽至英 『財務諸表監査と実態監査の融合』 白桃書房、1991年

鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳 『内部統制の統合的枠組み』 白桃書房、1996年

八田進二・箱田順哉監訳 『内部統制の統合的フレームワーク』 日本公認会計士協会出版局、2014年

森 實 『内部統制の基本問題』 白桃書房、2000年